

## 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案要綱

### 第一 趣旨

この法律は、東日本大震災に対処するため、国又は都道府県が行う土地改良事業等について、土地改良法の特例を定めるものとする事。 (第一条関係)

### 第二 定義

一 この法律において「除塩」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波（以下単に「津波」という。）による海水の浸入のために農用地（土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。）が受けた塩害を除去するために行う事業をいうものとする事。

二 この法律において「特定災害復旧事業」とは、津波による災害に対処するために行う土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業をいうものとする事。

三 この法律において「復旧関連事業」とは、特定災害復旧事業と併せて行う土地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改良事業（土地改良施設（同号に規定する土地改良施設をいう。）の変更に係るものに限る。）又は同項第二号若しくは第七号に掲げる土地改良事業をいうものとする事。

### 第三 除塩に関する特例

(第二条関係)

除塩については、土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業とみなして、同法及びこの法律の規定を適用するものとする。

(第三条関係)

### 第四 国又は都道府県が行う土地改良事業に関する特例

一 国又は都道府県は、特定災害復旧事業を行う場合において、必要があると認めるときは、復旧関連事業を行うことができるものとする。

二 一により行う復旧関連事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなすものとする。

三 二において、復旧関連事業のうち土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないものとして政令で定める要件に適合する施設の変更の事業については、当該土地改良区の同意をもって、土地改良事業の計画を定めるために必要な土地改良法第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意に代えることができるものとする。

(第四条関係)

第五 国が行う特定災害復旧事業及び復旧関連事業の負担金に関する特例

国が行う特定災害復旧事業及び復旧関連事業についての土地改良法第九十条第一項の規定による負担金の額を定めること。  
(第五条関係)

第六 国の補助に関する特例

国は、都道府県に対し、都道府県、市町村又は土地改良区が津波による災害に対処するために行う土地改良事業について、予算の範囲内において補助を行うこととし、当該補助の額を定めること。  
(第六条関係)

第七 附則

この法律は、公布の日から施行するものとする。  
(附則関係)